



ボランティア通信

住所 昇町 3-101 電話 501-1136 FAX 581-7258

ボランティアって楽しいWA!

令和8年3月1日発行



ボランティア交流会



春日市のボランティア活動の輪がもっと広がり、さらに充実するよう春日市ボランティア連絡協議会(通称ボラ連)とかすがボランティアセンターの共催で2月7日に春日市社会福祉センターで開催しました。午前は講演会で学び合い、午後は有志によるグループ紹介と演芸ボランティアから3グループがステージパフォーマンスを行い、大いに盛り上がりました。ふだんは別々の場所で様々な活動をしているボランティアが一堂に会し、春日市をよくする仲間の輪を感じ、元気をわけあって、ボランティア活動を続ける活力を得ることができた一日でした。

講演会 「ばあちゃんたちが活躍する元気なまち春日～多世代協働モデル～」

講師 うきはの宝(株)代表取締役 大熊 充 氏

マンパワーと財源が乏しい日本。75歳以上の方が経済活動に参加する活躍の場も意義もおおいにある！大熊充さんの講演は歳をとっても役割を持ち続けることの大切さを実感できる内容で、参加者からは前向きな声が多く、会場が明るいエネルギーに包まれました。今後のボランティア活動へのさらなる意欲と活力をもらうことができたようです。



日本語にしかない言葉「生きがい」とは、与えられるものではなく感じるもの！

ステージパフォーマンス

大道芸



ハーモニーマジック



大人から始めるジャズダンス
～Luna～



開会式では、ボランティアの皆さんへこれからの活動への期待と激励の言葉をいただきました



中原議長



廣田社協会長



井上市長

参加者の声

- ★ こんなにたくさんのボランティアさんがいるとは思いませんでした！きてよかった
- ★ 講演内容が身近で興味深かった。一歩踏み出す勇気が欲しい！（笑）
- ★ 一年に一度の大変貴重な学びと交流の時間になっています。企画運営お疲れ様でした
- ★ 演奏やダンス、大道芸とてもよかったです！
- ★ 交流の時間も、もっと欲しかった





ボランティア掲示板



私たちの住むまち春日のいろいろなボランティア情報をお届けします。活動の詳細や、参加の申し込みで記載のないものはボランティアセンターにご連絡ください。

かすがボランティアセンター

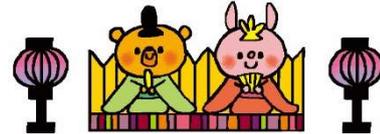
☎ 501-1136 FAX 581-7258 (昇町 3-101)

ボランティアセンターからの発信専用番号 ☎ 080-3954-1533

kasuga-volo@aioros.ocn.ne.jp

月曜～土曜(日・祝休み) 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで開所

ボラセンメールアドレス



もとむ

楽器演奏で障がい者支援

寝たきりの状態で、呼吸器を使用しながら生活している30代の男性です。音楽が大好きで、楽器の演奏を聴くのをとても楽しみにしています。月1回楽器の演奏をしてくださる方を募集しています。

日時… 火曜日(毎月1回) 午後3時から 20分～30分程度

※ 活動時は家族か看護師・ヘルパーさんと共に音楽を楽しみます。

内容… 楽器演奏

場所… 春日市一の谷地区の男性の自宅 募集人数… 1～2名

希望する楽器… オカリナ・ハーモニカ・ハンドベル・鉄琴・木琴・キーボードなど音色のやさしい楽器

※ハンドベルとキーボードは男性宅にあります



※ 連絡はボランティアセンターへ



もとむ

ダンスチーム ウインズ

障がい者のダンス教室支援

日時… 毎週水曜日 午後4時30分～午後5時30分の間であなたの来れる日をお願いします

内容… “ウインズ”という知的に障がいのある女性のダンスチームです。インストラクターの指導のもと一緒にダンスを楽しみつつ、声掛け、見守りなどお願いします

場所… いきいきプラザ2階 多目的ホール(昇町 1-120)

持ち物… 動きやすい服装・上靴・飲み物 募集対象… 18歳以上の女性

※ 連絡はボランティアセンターへ



もとむ

どらえものの会 支援

障がいのある本人とその活動を支援するボランティアの会「どらえものの会」で新年度の計画を立てる茶話会を開催するので、お手伝いできる方を募集します。

日時… 4月26日(日) 午後12時30分～午後3時50分

内容… 話し合いが楽しくスムーズに進行するよう声掛け、促し、見守りなどの支援をお願いします。

場所… 社会福祉センター2階 大会議室 (昇町 3-101)

募集対象… 高校生以上

※ 連絡はボランティアセンターへ



もとむ

日本語教育ボランティア



日本語が母語でない子ども達に、日本の文化や遊びなどを織り交ぜながら、宿題や音読、読み書きなどを教えています。特別なことではなく、普段使っている言葉や生活習慣で充分です。資格や経験がなくても大丈夫です。私たちと一緒に活動しませんか！詳しくはお問い合わせください。

日時… 毎週土曜日 午前9時30分～正午（参加は毎週でなくて可）

内容… 年長児から中学生までの子ども達への日本語支援

場所… クローバープラザ(原町 3-1)

募集対象… 外国にルーツのある方に理解がある方

※1回の活動時に300円の交通費の支給有

申込・問い合わせ先

かすがこどもにほんごクラス

代表:古川 ☎080-6441-0763



もとむ

布・はぎれを活用してくださる方募集！



アイデア
募集！

何かの役に立てばと、**はぎれ**と**カーテン生地**(巻いてある状態)の寄付が届きました。小物などの新たな物に生まれ変わらせていただける方を募集いたします。作製いただく物は自由で、いつまでという期限はありません。作製いただいた手芸品は、ボランティア活動や地域福祉の為に活用させていただきます。

また、生地を使って別のボランティアに役立てたい、という方にも差し上げます。

※ 条件… ボランティアセンターに材料を取りに来ることができる方

※ 連絡はボランティアセンターへ



します

壊れたおもちゃを修理しますおもちゃ病院

大事にしていたおもちゃがこわれて困っていませんか？また、困っている人がいたら、コチラをご紹介ください。



家庭教育支援チーム

料金…おもちゃ1個につき200円

※部品代は実費。500円を超えるときは相談の上修理します

日時…毎月第3月曜日 午前10時～午前11時30分

場所…社会福祉センター3階中会議室(昇町 3-101)

申し込み…時間内に直接おもちゃを持参。予約の必要はありません

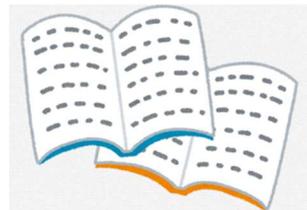
問い合わせ先

NPO 法人子育てネットワーク春日
吉村 ☎080-4690-7518



ボランティア活動と寄付について

お礼とご報告



下白水北のもと文房具屋さんからいただいた430冊のノートはかすが・こどもにほんごクラス、勉強サポート会、市内の子ども食堂、母子会さんへお渡しできました。

また、だしの素をケースでご寄付いただいたので、子ども食堂へお届けできました。



子ども食堂や居場所活動などで使用する調味料やレトルト食品、個包装の菓子などまだまだ募集中です！

～ボランティアさんを応援！活動保険のご紹介～

保険期間

2026年4月1日～2027年3月31日

ボランティア活動保険 加入手続き受付開始！

★ 加入には社協への登録が必要です（社協が把握している活動が保険の対象です）

保険金の種類	補償プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金※		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	

- ★ 加入手続き完了の翌日からの補償となります
- ★ 前年度の活動の様子がわかる総会資料や活動のまとめがあれば後日でもご持参ください
- ★ グループで活動している方はグループでまとめて加入手続きをしてください。(代表者氏名・住所・電話番号・加入する方の名簿・保険料を持参してください)
- ★ 個人で活動している方は各自で手続きをしてください。(保険料を持参してください)
- ★ 現在保険に加入されている方は3月31日までのご加入で切れ間なく補償を受けられます

フレ-!フレ-!
ボランティア

赤い羽根共同募金はボランティア活動を応援しています。春日市で活動をする方に年間保険料100円の助成を行います。赤い羽根共同募金に寄せられた皆様の善意の気持ちは春日市を良くする活動として活用されています。

★ 保険の加入手続きはかすがボランティアセンターで月～土曜 午前8時30分～午後5時まで受付ています

<p>主な場合 保険をお支払いする</p>	<p>(1)ケガの補償</p> <p>ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。 ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあっって亡くなられた。 活動中、熱中症になり通院した。 災害ボランティア活動中、飛び出していたクギを踏みケガをして通院した。 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。</p> <p>(2)賠償責任の補償</p> <p>活動中、誤って車いすを転倒させお年寄りにケガを負わせた。 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落として壊した。 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガを負わせた。</p>
<p>主な場合 保険金をお支払いできない</p>	<p>(1)ケガの補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑤地震、噴火または津波（ただし、天災・地震補償プランご加入の場合は補償の対象となります。） ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ ⑦頸(けい)部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的 he覚所見^(※)のないもの ⑧妊娠、出産、早産または流産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など危険な運動を行っている間の事故 ⑩職業または職務に従事している間の事故 <p>など</p> <p>(2)賠償責任の補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ①故意 ②地震、噴火または津波による事故 ③核燃料物質の有害な特性などによる事故 ④心神喪失に起因する事故 ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故 ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故 ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故 ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故 <p>など</p> <p>※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険でのお支払いとなります。） ※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、原動機付自転車・フルドザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。</p>